

ヤスクニ・レポ 179
求められる憲法の徹底学習
代表 西川重則

1

激しい暑さが続いているが、戦後 69 年の今年(八・一五)の関連集会が多く、暑さの中の講演旅行にあって、公開学習会の名の下、講師と参加者が学び合い、喜び合い、今後の課題について真剣に討論し、決意を新たに、別れを惜しむ昨今である。

そうした中において、今年(八・一五)集会は私にとって想像以上に意義深い学習会であり、ひとりでも多くの方々に共に学び合いを、そしてアジアの視点に立って、歴史の事実を確認し、認識を深め、国家権力を恐れないで、声を大にして、不断の警告をくり返す大切さに気づかされた集会であった。

そのために、主権者・有権者である私たちにとって、改めて確認したいこととして、まず日本国憲法に習熟し、先ずは安倍内閣の例の閣議決定の違憲性を問い、憲法政治を実践すべきことを強く求めている私である。

秋の臨時国会、2015年の通常国会が戦後 70 年になり、想像できない重大な国会に直面することが否定できないだけに、その根本的な課題である平和憲法と呼ばれる日本国憲法に習熟することが私たちに強く求められていることを改めて強調しておきたい。

去る 7 月 1 日(火)の「朝日新聞」の夕刊の第一面に大きく報道された「自公、行使容認で合意 集団的自衛権 今夕に閣議決定」と書かれた意味、今後の深刻な問題について、国内だけでなく、世界の国々の報道を知るにつけ、私たちの課題の緊急性・重大性を認めざるを得ない。

今年(八・一五)集会で、私の講演のテーマを「アジアは日本の侵略・加害の事実を忘れない」とした理由は多岐多様にわたっているが、安倍首相の第一次内閣から第二次内閣の今も、集団的自衛権の行使容認といった明白な憲法違反と言うべき類似の行為をくり返して恥じない、驚くべき政治姿勢は変わることがない現状である。そのような反憲法的政治姿勢に対して、私たちのなすべき責任課題は、アブラハム・リン

カーンが最初の大統領に就任した時の歴史的演説で示唆した通りであろう。

リンカーンの提言(1861・3・4)の特徴は一言で言えば、主権者・有権者としての責任、憲法的・革命的権利を主張することであった。リンカーンの発言は、アメリカの大統領を退陣させ得ることを明言しているものであり、日本の場合も、首相を退陣させ得ることを意味すると言ってよい。ともあれリンカーンの主張を注意深く読み、考えることである。憲法的権利、革命的権利の行使と言っているのは、何でもない発言ではない。

私たちにとっては、日本国憲法に基づく私たちの権利の行使であって、より具体的に言えば、憲法の「前文」から始まり、第 1 条、第 9 条、第 20 条、その他基本的人権にかかわる各条文に基づいての首相ないし閣僚の退陣を意味しよう。日本国憲法の「前文」がいかにか重要な内容であるかを知るために、自民党の「日本国憲法改正草案」(2012・4・27、決定)を読み、検証すれば、日本国憲法の「前文」がいかにか優れているか、普遍的価値をもった内容であるかが分かる。

2

現憲法の「前文」は、主権在民、平和主義、そして国際協調主義から成るが、最初の主権在民の歴史的主張は特筆に値しよう。天皇について全然触れていないことはまさに歴史的、今日的な意味からも極めて重要である。一方、自民党の改憲草案では、「国民統合の象徴である天皇を戴く国家」と明記されている。「天皇を戴く国家」と表明していること自体、自民党が願っている天皇を中心とする日本の回帰を企図する具体例と言えよう。

周知の事実であるが、首相であった時の森喜朗氏が「日本は天皇を中心とする神の国」(2000・5・14)と発言し、問題にされたことがある。しかし彼の発言は今日、単に国会レベルの問題ではなく、森首相の考

えは各地方自治体にもかかわる発言であり、地方自治体の現状についても、現在の天皇が全国的に天皇の名の下に、各地に出かけている時に、一般民衆がどのような反応を示しているかを考えれば、決して小さな問題ではないことを指摘しておきたい。

言うまでもなく、天皇の国事行為はすべて儀礼的な内容であり、日本国憲法を拡大解釈し、公的行為まで法制化されることは本来許されないはずである。自民党の改憲草案で、天皇を元首と位置づけたことは重大である。この種の問題は、第一条に明記されている通り、天皇の「地位は、主権者の存する日本国民の総意に基く」とされており、現行憲法の立場は、天皇は象徴天皇でしかないのであって、何の権利も持っていない。にもかかわらず、推進派では、「象徴天皇こそすべて」という「すべて論」であり、私たちの立場での「象徴でしかない」という考えではない。

「天皇を戴く国家」という自民党の改憲草案で分かる通り、もしも改憲を主張する自民党・与党が、悪しき多数決の論理で明文改憲がなされるとすれば、森首相（当時）の発言が具体化し、社会通念により、天皇は事実上日本の代表としての元首とされ、権威・権力を

を掌握することになる。

私の場合、戦後 70 年を前に、〈八・一五〉集会はまだ終わっていない。最後は国立市の公民館で、日本国憲法の全体像について、日本国憲法とは何かについて、安倍内閣と私たちの課題について講演し、参加者と徹底学習をしたいと思っている。憲法とは何か。個の尊厳の保持・確立をめざす主権者・有権者の責任課題をどう担うべきか。21 世紀を担う若い世代の方々に対して、どのように継承教育をすべきか。課題は多い。集団的自衛権の行使を明言した日（2014・7・1）を忘れることはあるまい。

しかし、安倍首相だけを問題視することは、「戦争前夜？」と「朝日新聞」の夕刊が報道したのは、2012 年 10 月 3 日（水）、それよりずっと前に、現内閣の閣僚のひとり稲田朋美（行政改革）氏が「靖国問題の本質は歴史認識でも政教分離でもアジア外交でもない……本当の『国』に生まれ変わるのかという問題であり、ここに議論の意味があるのである」と述べている（「産経新聞」、2006・6・3）ことから許されないであろう（2014・8・16）。

2014年7月18日例会奨励「イエスから見た幸いと哀れ」ルカの福音書6：20～26 山本 進牧師（日本同盟キリスト教団馬込沢キリスト教会）

貧しい者、いま飢えている者、いま泣いている者は幸いです。（v 20, 21）貧しい者たちを受け入れ、その解決として現実の貧しさを補うよりは、「神の国はあなたがたのものだから。」とイエス様は、信仰の世界を語りました。人々が経済的に大変であれば、この世の価値観では不幸ですが、そこに信仰が加わると幸いになるというのです。その苦しみにある心を励まし、支えるのは信仰です。信仰によって希望が与えられ、将来を見つめることによって今が支えられるのが信仰者の生き方です。みな、その信仰で支えられてきました。（詩篇126篇）

イエス様を信じて行くとき、どうしても迫害があります。（v 22, 23）人々から憎まれ、辱めを受け、人格までもがけなされるでしょう。しかし、イエス様は私たちを天の報いに目を向けさせます。それは私たちに用意されている大きな天の報いです。私たちは、信仰によって、地上の価値より主との交わりを優先し、大切にします。迫害を耐え抜く信仰は、霊的な天の報いを信じる信仰です。

イエス様は貧しい人々に語ると同時に、裕福な人にも言います。（v 24～26）人が、地上の豊かさを求めているだけなら、それは、イエス様から見て哀れです。されど、イエス様は富む人をも救うお方であります。富む方も、信仰を持ち、永遠に思いをはせ、神の国を思い、天の報いに目を留めていくなれば、地上で与えられる豊かさが正しく用いられるのです。神の国を確実に自分のものとし、地上の報いではなく、天の報いに心から期待することが、裕福なお金持ちの人々の義の生き方です。いま笑っていても、ほめられていっても、地上の富は何の保証もしません。やがて悲しみ泣くときがやってきます。